

令和8年度 固定資産税に係る 償却資産の申告について

固定資産税は、毎年1月1日現在で町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

そのため、地方税法第383条の規定により、事業のために用いる償却資産の所有状況について、下記期限までに償却資産の申告をお願いします。

●申告対象者

事業用資産を所有している個人及び法人

●申告内容

事業のために用いる土地・家屋以外の償却資産(構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)

●提出書類

- 1 債却資産申告書
- 2 種類別明細書(増加資産・全資産用)
- 3 種類別明細書(減少資産用)

●提出期限

電子申告(eLTAX)の場合 令和8年1月31日(土)
郵送または持参の場合 令和8年2月 2日(月)
午前9時から午後5時まで ※土・日・祝日除く

●提出先

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地
高森町役場 税務課地籍調査係
☎ 0967-62-1123

●留意事項

- ・地方税法施行規則第26号様式にて申告してください。なお、申告もれ、特例の適用、移動年月等特記事項がある場合「摘要欄」に記入してください。
- ・減少資産がない場合、種類別明細書(減少資産用)の提出は不要です。
- ・提出期限までに申告書の提出がない場合、過去の申告内容に基づいて前年同様の償却資産を所有しているとみなして課税します。
- ・固定資産税納税通知書の発送は令和8年5月上旬を予定しています。
- ・課税標準額が免税点未満(150万円に満たない場合)でも申告ください。

未登記家屋の名義変更届及び 滅失届の提出について

固定資産税は、毎年1月1日現在で町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

そのため、登記されていない家屋の所有権が売買、相続等により変更となった場合または未登記家屋を滅失(取り壊すこと)した場合、市町村長に届ける必要があります。

つきましては、未登記家屋を取得された方または滅失された方は令和8年2月2日(月)までに未登記家屋名義変更届または滅失届の提出をお願いします。

●対象者

未登記家屋の名義を変更された方または滅失された方

●提出書類

- 1 未登記家屋名義変更の場合「未登記家屋名義変更届」
(添付書類)相続の場合相続関係がわかる書類、
売買の場合売買契約書
- 2 未登記家屋滅失の場合「未登記家屋滅失届」
(添付書類)滅失した家屋の位置図

●提出先

税務課 地籍調査係

☎ 0967-62-1123

●留意事項

- ・名義変更の届出がない場合、翌年度以降も前所有者へ固定資産税が課税されてしましますので届出を行ってください。
- ・滅失の届出がない場合、翌年度以降も固定資産税が課税されてしましますので届出を行ってください。そのため、家屋の課税額は減額となります。ただし、課税額の増減は個々の評価額によりますので詳しくは下記までお問合せください。